

公立大学法人島根県立大学と川本町との包括的連携に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、公立大学法人島根県立大学と川本町とが包括的な連携のもと、人材育成、共同研究、知識基盤社会の形成などの諸分野において相互の協力関係を一層深化させ、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 両者は、次の事項について協力する。

- (1) まちづくりのための連携
- (2) 国際交流推進のための連携
- (3) 人材育成のための連携
- (4) 産業振興のための連携
- (5) 保健・医療・福祉の向上のための連携
- (6) 教育・文化の振興のための連携
- (7) 学術研究のための連携
- (8) その他両者が協議して必要と認める連携

(協議)

第3条 この協定書の実施に関し、連携協力の細目等の具体的な事項については、両者が協議して別に定めるものとする。又、この協定に定めのない事項については、両者が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1ヵ月前までに、両者いずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、各自1通を保有する。

令和3年1月13日

公立大学法人島根県立大学
理事長

清原正義

川本町
町長

野坂一弥